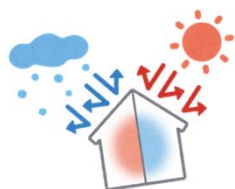


既存住宅を改修して断熱性能を向上させよう



越前市 断熱性能向上 住宅リフォーム補助金

住宅の『主たる居室』と『寝室または脱衣室・浴室』
をセットで改修する断熱工事に補助します！

対象者	越前市内に在住の個人(事業者は対象外) ★自ら居住する市内の住居に限る
申請期間	令和7年度～令和10年度の 4月28日 ～ 8月31日 ★当該年度の予算上限に達すると、受付終了となります。
実績報告 期限	事業完了日から30日以内 かつ 当該年度の1月31日 ★工事の契約および着工は、補助金の交付決定日以降に行うこと ★1月31日までに工事および施工業者への支払いを完了し、実績報告書を提出すること
対象と なるもの	『主たる居室』と『寝室または脱衣室・浴室』をセットで行う断熱改修工事 ★子育てグリーン住宅支援事業など別の国の補助金を活用する事業との併用は不可 ★国の補助金を活用していない市の住宅補助事業等との併用は可
補助金額	施工費の3分の1の額(千円未満切捨て)(上限120万円) ★現況調査費、仕上げ工事、事務費用などの諸経費、足場代などは対象外 ★施工箇所が別の国の補助金を活用する事業と重複しないこと。

●対象となる改修範囲

(A)主たる居室

+

(B)寝室
または
(C)脱衣室・浴室

をセットで断熱改修する工事

★必ず (A) と、(B)または(C)をセットで行うこと
★(B)(C)は両方とも実施しても可

●対象となる断熱改修工事の種類

	工事の種類	具体的な内容・条件
①	開口部(窓改修)工事	外窓交換、ガラス交換、内窓設置、玄関部窓交換(※さらに玄関ドア取替)
②	断熱工事	床断熱 熱抵抗値2.2以上 / 天井断熱 熱抵抗値4.0以上
③	気流止め工事	断熱工事とセットで行う改修範囲の床、壁、天井との取り合い部への断熱材をベースとした気流止め工事

※玄関部の改修は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスの改修は必須。また、玄関ドア取替については補助上限5万円とする。(施工費上限15万円)

✗ 対象とならないもの … 現況調査費、仕上げ工事、事務費用などの諸経費、足場代など
※解体工事に関しては断熱工事(開口部)に必要な工事は対象とする。